

令和7年度 奨学のための給付金（通常申請）

奨学のための給付金とは、返済不要の給付金が保護者の口座に振り込まれる制度です。

※新入生のうち一部早期給付を申請した方は、今回の申請もしなければ残りの金額を受給できませんのでご注意ください※

（ただし、一部早期給付の結果はあくまでもR5年度中の収入をもとにしたものですので、R6年度中の収入をもとに審査を行う今回の申請が同一の結果になるとは限りません。）

● 申請方法

オンライン申請＋必要書類の提出

※生活保護世帯、非課税世帯、家計急変世帯によって必要書類が異なります。

水色の用紙をよく読み、必要書類を提出してください。

＜オンライン申請ログイン＞



＜オンライン申請操作マニュアル＞



● 申請期限

令和7年9月6日（土） @経営企画室窓口

※締め切りを過ぎてからの提出は原則として受け付けられませんのでご注意ください。

問い合わせ先

都立砂川高等学校 経営企画室

奨学のための給付金担当

Tel: 042-537-4611